平成２５年（フ）第５３９号
静岡市葵区平和３丁目12番９号　メゾンこがねＣ棟102、旧住所静岡市葵区美川町６番10号
債務者　安竹　芳之
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８３号
栃木県小山市大字羽川398番地53
債務者　岡　　賢治
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第９２号
栃木県小山市大字間々田2454番地117
債務者　白井　孝始
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第８６９号
東京都八王子市西片倉３丁目２番８号Ｊ－ＦＬＡＴＳ八王子みなみ野414号
債務者　渡邊　弘治
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９０号
栃木県下都賀郡岩舟町大字下津原155番地17渡辺アパートＤ棟
債務者　大出　賢次
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続開始中更正

平成２５年（フ）第１５３号
北九州市小倉南区長野本町２丁目３番１－501号
破産者　伊藤　美雪
1　主文　当裁判所が平成25年４月11日になした破産手続開始決定中、破産者の氏名につき「三林　美雪」とあるを「伊藤　美雪」と更正する。
2　決定年月日　平成25年10月23日
福岡地方裁判所小倉支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第４０４号
大阪府松原市三宅西５丁目919番地２
破産者　株式会社ハマダウッドテック
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８１６号
水戸市本町３丁目２番19号
破産者　株式会社東邦鉄工
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６５７号
岡山県備前市伊里中451番地
破産者　高原　邦彦
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８７号
福岡市中央区大名２丁目４番22号
破産者　有限会社島原南風楼
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５９号
福岡県直方市大字上境1728番地１
破産者　鶴森美保子
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１４６号
北海道北広島市大曲柏葉４丁目１番地18
破産者　近藤　保則
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１０号
宮城県塩竈市藤倉３丁目19番７－102号　藤倉マンション梵
破産者　伊藤　裕泰
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４８号
千葉県東金市家徳80番地53
破産者　堀江　芳子
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５５２号
名古屋市西区浅間２丁目12番19号　服部ビル、開始決定時の住所宮城県石巻市大街道南５丁目３－13
破産者　後藤　文吾
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３号
京都府綾部市坊口町栢ノ木６番地
破産者　坂根　幸雄
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第３６９号
神戸市北区君影町２丁目１番49－304号、前住所兵庫県宝塚市境野字墓ノ尾９番地の１
破産者　中間　嘉則
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係